

○愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付要綱

平成18年2月13日

訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、愛荘町地域基盤づくり推進基金条例(平成18年愛荘町条例第72号)により設置された愛荘町地域基盤づくり推進基金を原資として、各自治会が実施する地域の振興や集落の活性化を目的とした事業に要する資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象事業等)

第2条 この訓令による愛荘町元気なまちづくり支援資金(以下「支援資金」という。)の貸付けの対象となる事業は、別表のとおりとする。

(貸付けの要件)

第3条 支援資金の貸付けを受けようとする自治会は、次の要件を備えなければならない。

- (1) 支援資金の償還について十分その能力があり、将来の財政運営に支障がないこと。
- (2) 前条の事業について自治会区民の全面的な協力が得られること。

(貸付けの限度額)

第4条 支援資金の貸付額は、1自治会当たり2,000万円以内とする。

(貸付条件)

第5条 支援資金の貸付条件は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 貸付利子は、年0.5パーセントとする。
- (2) 貸付けに係る担保は、徴しないものとする。
- (3) 貸付期間は、貸付けを行った日の属する年度の末日から10年以内とし、償還方法は、年賦とし、元利均等償還とする。

(借入れの申請)

第6条 支援資金の貸付けを受けようとするものは、元気なまちづくり支援資金借入申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 議事録(様式第3号)
- (3) その他町長が必要とする書類

(貸付けの決定等)

第7条 町長は、前条に規定する書類を受理したときは、審査の上貸付け額を決定し、元気

なまちづくり支援資金貸付け決定通知書(様式第4号)により通知する。

- 2 前項の規定による貸付け決定の通知を受けた自治会(以下「借受人」という。)は、町長との間に元気なまちづくり支援資金貸借契約書(様式第5号)により契約を締結しなければならない。

(繰上償還)

第8条 町長は、借受人が支援資金を目的外に使用したとき、または貸付条件に従わなかったときは、支援資金の全部または一部を繰上償還させることができる。

- 2 借受人は、貸付金の全部または一部を繰上償還しようとするときは、20日前までに元気なまちづくり支援資金繰上償還申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、繰上償還の決定をしたときは、当該借受人に対し、元気なまちづくり支援資金繰上償還通知書(様式第7号)によって通知する。

(償還の猶予)

第9条 借受人が、災害その他やむを得ない事情により償還することが著しく困難になったと認められるときは、支援資金の全部または一部の償還を猶予することができる。

(償還金等の処理)

第10条 資金の償還元利金は、一般会計歳入歳出予算に計上して愛荘町地域基盤づくり推進基金に積み立てるものとする。

(調査および指導)

第11条 町長は、支援資金の使用状況について必要があると認めるときは、自治会に対して調査を行い、もしくは報告を求め、またはその結果に基づいて必要な指示もしくは指導を行うことができる。

(帳簿の備付け)

第12条 支援資金の貸付けを受けた自治会は、元気なまちづくり支援資金借入台帳(様式第8号)を備え付けなければならない。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の愛知川町元気なまちづくり支援資金貸付要

綱(平成13年愛知川町訓令第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表(第2条関係)

貸付対象者

自治会

貸付対象事業

- 1 町の補助を受けて実施する事業の受益者負担分
  - 2 自治会の単独事業で、集落作りに資する事業
  - 3 その他自治会運営上特に町長が必要と認めた事業
- \* 神社仏閣に関する事業は、対象外とする。

様式第1号(第6条関係)

元気なまちづくり支援資金借入申請書

愛荘町長

借受人

自治会名

代表者氏名



愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業資金の借入を申請します。

記

- 1 借入申請金額 円
- 2 借入金の使途 元気なまちづくり支援資金  
〔 事業〕
- 3 償還期限 年 月 日

様式第2号(第6条関係)

事業実施計画書

1 事業名

2 事業の目的および効果

3 事業の内容および経費区分

事業の内容	経費
	円

4 事業予定および完成年月日

5 収支予算書

収入の部

支出の部

区分	予算額	区分	予算額
計		計	

様式第3号(第6条関係)

年度総会(役員会)議事録

1 開会日時

年 月 日 時 分開会

2 開催場所

3 出席者

実出席者 人  
書面出席 人 計 人  
欠席者 人  
出席率 人

4 議事の要領

- (1) 区長あいさつの要旨
- (2) 議長の選出を会議に諮った結果、何某が議長に選任された旨
- (3) 議長あいさつの要旨
- (4) 議事録記名人を会議に諮った結果、何某および何某の2人が選任された旨
- (5) 議事に入り、議案を朗読させた後、議案について詳細説明を行った旨およびその説明の要旨
- (6) 討議の要旨
- (7) 賛否の決を採った旨

賛成 人 反対 人

5 閉会の日時

年 月 日 時 分閉会

議長は、この議事録を調製し、議事録記名人とともに署名する。

年 月 日

総会(役員会)議長

㊟

議事録記名人

㊟

”

㊟

様式第4号(第7条関係)

元気なまちづくり支援資金貸付け決定通知書

第 号  
年 月 日

様

愛荘町長 

年 月 日付けで申請のあった愛荘町元気なまちづくり支援資金の借入れについて愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり貸付けを決定する。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 貸付金の使途 元気なまちづくり支援資金  
〔 事業〕
- 3 償還期限 年 月 日

様式第5号(第7条関係)

元気なまちづくり支援資金貸借契約書

愛荘町長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、愛荘町元気なまちづくり支援資金の貸付けに関して、次のとおり貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸付額)

第2条 甲は、乙に対して金 円を貸し付け、乙はこれを受領する。

(貸付利率)

第3条 貸付利率は、年0.5%とする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、貸付金の全部または一部を繰上償還することを妨げない。

(用途)

第5条 乙は、貸付金を他の用途に使用してはならない。

(償還)

第6条 乙は、甲に対して第4条に規定する期間、年賦で元利均等償還するものとする。

(返還)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対して貸付金の全部または一部の返還を請求することができる。

- (1) 貸付金を第5条に規定する用途以外に使用したとき。
- (2) その他正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

(調査および指導)

第8条 甲は、貸付金の使用状況について必要があると認めるときは、乙に対して調査もしくは報告を求め、またはその結果に基づいて必要な指示もしくは指導を行うことができる。

(その他)

第9条 この契約の条項に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、

甲、乙協議の上定めるものとする。

以上のとおり契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲



乙



様式第6号(第8条関係)

年 月 日

愛荘町長

自治会名

代表者氏名



元気なまちづくり支援資金繰上償還申請書

愛荘町元気なまちづくり支援資金を次のとおり繰上償還したいので申請します。

記

借入年月日	当初借入金額	未償還元金	繰上償還額	繰上償還年月日
	円	円	円	

繰上償還の理由

様式第7号(第8条関係)

番 号  
年 月 日

自治会名  
代表者氏名 様

愛荘町長 印

元気なまちづくり支援資金繰上償還通知書

愛荘町元気なまちづくり支援資金を次のとおり償還されるよう通知します。

記

借入年月日	当初借入金額	未償還元金	繰上償還額	繰上償還年月日
	円	円	円	

繰上償還の理由

様式第8号(第12条関係)

元気なまちづくり支援資金借入台帳

貸付決定	年 月 日	償還期間、期日および方法	
	第 号	償 還 期 間	年 月 日 まで
借入金額	円	償 還 期 日	開始期日 年 月 日
事業名			終了期日 年 月 日
借入年月日	年 月 日	償 還 方 法	元利均等償還

年度	支払期日	償 還 所 要 額			未償還元金	払 込 み			備考
		元 金	利 子	計		払込年月日	金 額	印	
合 計									

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第12条関係)